

# 『チェルノブイリ・テリトリー』の経験を活かすために

## —原発事故被災地区分とその矛盾—

現研主任研究員 尾松亮

福島第一原発事故による放射能汚染の範囲や土壌汚染の度合いなどについて、すでに複数のモニタリングデータが公表されている。住民へのサポートや地域復興のためには、原発周辺も含め、被害の程度に応じたきめ細やかな対策が求められることになる。今後、客観的なデータに基づく被災地域の分類や、各地域の実情に合わせた対応を可能とする法的基盤の整備が必要となる。

チェルノブイリ原発事故後に一連の被災地域が「汚染地域」として位置づけられ、その分類に基づいて様々な支援（場合によっては強制移住措置も含む）が実施されてきた。しかしそれらの地域は今に至るまで多くの社会的・経済的な問題を抱えている。原発事故被災地支援はこれから数十年続く課題である。事故直後の対応だけではなく、チェルノブイリ原発事故被災各国の四半世紀にわたる矛盾に満ちた経験を参考にしなければならない。

民間企業の持つ高い情報技術やサービスのノウハウによって解決できる問題も多くある。制度作りに携わる機関だけでなく、民間にも広くチェルノブイリ事故被災地の教訓を知って欲しい。

本稿ではこれらチェルノブイリ事故被災地の例を参考に、「汚染地域」に分類された地域が直面しうる問題について注意を促したい。

現代経営技術研究所

### 3 カ国にまたがって拡がった『チェルノブイリ・テリトリー』

「チェルノブイリ」はウクライナ・キエフ州の北部に位置する町の名前である。そして悲劇的な事故の起こったチェルノブイリ原発それ自体を「チェルノブイリ」と呼ぶことも多い。

それとは別にロシア、ベラルーシ、ウクライナ三ヶ国にまたがる広範な地域が『チェルノブイリ・テリトリー』と呼ばれている。この『チェルノブイリ・テリトリー』という呼び方は、ロシアやベラルーシのプレス報道で頻繁に用いられる。また政治家や省庁の担当者がこの表現を使うこともある。

例えばベラルーシのアンチポフ被災地域復興局(注 1) 長は被災地域での農業生産に関する発言の中でこの『チェルノブイリ・テリトリー』という表現を用いている。『チェルノブイリ・テリトリー (注 2)』で学者達が直面した最も緊急の問題の一つは穀物中のストロンチウム含有量が過剰であることだ(注 3)。ここでアンチポフ氏はチェルノブイリ原発事故による放射線被害を受けた地域を総称して『チェルノブイリ・テリトリー』と呼んでいるのである。

「テリトリー」を表す言葉は文脈によって「ゾーン」「地区」などと言い換えられる。しかし『チェルノブイリの』(チェルノブイリスキー) という形容詞を付けて被災地域を総称する呼び方は、幅広くロシア語圏の報道に定着している。

### チェルノブイリ事故後の汚染地域特定

ロシア連邦非常事態省の発表に従えば、1986年4月26日のチェルノブイリ原発事故の結果、現ロシア連邦領の5万9300k㎡(日本の全面積のおよそ1/6)以上が放射能汚染(土壌セシウム濃度1ci/k㎡以

上)の被害を受けた。(注4)

しかし事故後すぐにこれだけ広範な汚染地域が確定できたわけではない。まず1986年5月2日(事故から6日後)チェルノブイリ原発の周辺30キロ圏が設定され、同圏内での農作業の中止命令、住民に対する避難命令が出された。しかし後に汚染地域がこの『30キロ圏』をはるかに越えて広がっていることが明らかになる。事故後3年を経て、1989年には政府も調査データに基づいて『30キロ圏』外での汚染状況を示す地図を公表することを余儀なくされた。(注5)

そしてソビエト連邦解体の直前である1991年に、ロシア、ウクライナ、ベラルーシはそれぞれ被災地域の法的区分と被災者に対する支援について定めた法律を採択している。これにより、「汚染地域」として位置づけられた一連の地域が地図の上に出現したのである。

例えばロシアでは1991年5月15日付の法律「チェルノブイリ原子力発電所における事故の結果放射能被害を受けた市民の社会的保護について」(通称チェルノブイリ法)(注6)が、被災地域の区分を定めており、現在に至るまで被災地支援の基本法となっている。

同法7条によれば放射線汚染地域は①「疎外ゾーン」②「退去対象地域」③「退去権地域」④「特恵的社会経済ステータス地域」に分類されている。「疎外ゾーン」とは前述の「30キロ圏」とともに1986～87年に住民の退去が行われた地域である。②～④は主に土壌のセシウム濃度を基準にした分類であり、基本的にはセシウム濃度 $1\text{ci}/\text{k m}^2$ 以上の地域である。

法律によりこれらの地域は「汚染地域」として定められ、政府はこれらの地域の住民に対し移住の奨励補助や、医療上また環境保全上の支援を提供することが義務付けられている。ウクライナやベラルーシでもほぼ同様の地域区分に基づいて被災地支援を実施しており、そのための予算が各国の財政にとって少なからぬ負担となっている。例えばロシアとベラルーシが共同で実施しているチェルノブイリ事故被害克服プログラムのために1998～2010年の期間に25億ルーブル(注7)が拠出されている。

ちなみに汚染地域の範囲はセシウム濃度の変化とともに見直される。上述のチェルノブイリ法に従えばロシアでは最低でも5年に一度範囲の見直しが行われることになっている。事故後25年をむかえて、各国では「汚染地域」範囲縮小方向での見直しを検討している。しかし汚染状況の持続を危惧する環境学者や、補助の打ち切りを恐れる地域住民から反発の声も強い。

## ロシア連邦における汚染地域区分

地域区分	主な区分基準	実施される施策
疎外ゾーン	チェルノブイリ原発周辺地域、及び 1986 年及び 1987 年に放射性安全基準に従って住民の避難が行われた地域	住民の定住は禁止される。 企業活動や自然利用が制限される。
退去対象地域	土壌のセシウム 137 濃度 15ci/k m <sup>2</sup> 以上	土壌のセシウム 137 濃度が 40ci/k m <sup>2</sup> 以上の地域では、住民を強制退去させる。 それ以外の「退去対象地域」では、移住を希望する住民には移住に関わる補償を受ける権利が認められる。
退去権地域	土壌のセシウム 137 濃度 5ci/k m <sup>2</sup> 以上 15ci/k m <sup>2</sup> まで	移住を希望する住民は移住に関わる補償を受ける権利が認められる。
特恵的 社会経済ステータス地域	土壌のセシウム 137 濃度 1ci/k m <sup>2</sup> 以上 5ci/k m <sup>2</sup> まで	住民に対する放射線被害対策医療措置、住民の生活レベル向上のための環境保全・精神ケアサポートが実施される。

### 『チェルノブイリ』産のソーセージ？

これら法的に定められた汚染地域を総称して『チェルノブイリ・テリトリー』と呼ぶ用法が次第にプレスに定着し、住民の意識の中にも広まっていった。あたかも『チェルノブイリ』が、三国の広範な地域に点在するかのよう、被災地域に『チェルノブイリ』というラベルが付けられていった。その結果チェルノブイリ原発周辺とは比較にならないほど汚染度が低い地域まで、ひとまとめに『チェルノブイリ』と呼ばれている。

「汚染地域」『チェルノブイリ』というラベルを与えたことで、被災地域への注目を高め、支援を充実させるのに役立ったことは否定できない。しかしそれと同時に、このラベルが地域に与えた社会的・心理的な悪影響も無視できない。

これらの地域は、プレス報道や政府・関連省庁の報告の中で繰り返し『チェルノブイリ・テリトリー』と位置づけられる。事故後 20 年以上経てもなお、多くの地域が「汚染地」としてのイメージから抜け出せず、それが回復の足かせともなっている。「汚染地域」と定められた地域では政府からの援助が受けられると同時に、農産物の出荷規制や風評被害を受けることになった。これらの地域の多くが農業を主要産業とする地域であるため、経済的・社会的復興が遅れる要因となっている。

「ブィホフ産のソーセージとかモギリョフ精肉工場のサラミは売れ行きがよくありません。今じゃ商品産地の明示が義務化されていますからね。昔なら練乳の缶詰のラベルを張り替えて『チェルノブイリ・テリトリー』の食品じゃないように見せたこともあったのですが」

これはミンスク（ベラルーシの首都）にあるスーパーの副店長の言葉。BBC Russia の 2006 年 4 月

24日付報道「ベラルーシは『チェルノブイリの』土地の復興に取り組む」(注8)において紹介された事例である。2006年といえばチェルノブイリ原発事故から20年が過ぎている。「ブイホフ」も「モギリョフ」もベラルーシ共和国の地域である。このケースからチェルノブイリ原発事故と一連の地域が結び付けられ、風評被害が長く続いていることが読み取れる。

### 「汚染地域」がこうむる社会的・心理的被害

ロシア原子力エネルギー安全発展問題研究所の「チェルノブイリ事故の社会・経済的影響」と題された調査はロシア西部ブリャンスク州の被災地域を例に、「汚染地域」と位置づけられた地域の生活の変化や住民に対する心的影響を幅広く分析している。これらの地域には夏休みに子ども達が訪れないようになり高齢者が取り残された。また、きのこ狩りや薪拾いなど伝統的な自給自足の生活様式が禁じられた。このような地域では企業誘致力や観光魅力を高めることも難しい。この調査報告には「事故の最も甚大な影響は放射線に関するものではなく、社会・経済分野に関するものだ」(注9)と指摘されている。

また同調査報告は、食料品の安全基準の設定に関してロシア連邦内で汚染地域に対する差別的な対応がなされたことも問題視している。1996年に採択された食料品安全基準では、牛乳1リットルあたりのセシウム137含有量の許容値は50ベクレルに設定されていた。しかしブリャンスク州南西地域では、この許容値が一時的に370ベクレル/リットルまで引き上げられた(注10)。ある地域では「飲んで良い」とされる牛乳がほかの地域には出荷できないという矛盾が生じた。汚染地域とその他の地域で異なるレベルの食料品安全基準が適用され、そのために汚染地域が他の地域とあっさり切り離される結果となったのだ。「チェルノブイリ原発事故の結果が、地域の自己評価の低下、地域産品や地域の経済的可能性の評価の低下を引き起こしている」(注11)と上述の調査報告は指摘している。日本でも現在、食品の安全基準や出荷制限の情報が錯綜して消費者の混乱を招いている。安全基準の安易な変更や、地域別のダブルスタンダードが混乱を引き起こすことには十分注意しなければならない。

「汚染地域」と位置づけられることでの経済・社会的な弊害は事故後25年たっても続いている。しかし「汚染地域」のステータスが無くなれば、政府の支援を受けることができない。このような矛盾にいまなお多くの地域が直面している。

### 提言として

日本でも今後、原発事故の影響を受けた地域の特定が必要となる。それに際して、それらの地域で生じる社会的・経済的問題を事前にシミュレーションすることが重要である。25年にわたって様々な矛盾を抱えながら復興策を実施してきたチェルノブイリ原発事故被災地の経験は、人類史上ほぼ唯一の参考例である。

とはいえチェルノブイリ原発事故直後のソビエト連邦と、現在の日本では状況は大きく異なる。日本が有する高い情報技術を的確に使い、質の高いサービスのノウハウを利用することで、多くの社会・経済的問題は軽減できると考えられる。

#### ① 広報と報道の努力でネガティブブランド化を防ぐ

被災地域を一まとめに『福島原発被災地域』と呼ぶような、一まとめのラベル付けは避けなければならない。マスコミや政府機関の広報など情報発信力のある組織は、被災地域情報の発信にあたって、ネーミングや言葉遣いに細心の注意を払う必要がある。例えば今後の救済法のネーミング一つをとってみ

ても長期の影響を考え抜いた上の最大限の配慮が要るだろう。

## ② 流通の信頼性が鍵

数字上の根拠のない風評被害をこうむる地域があれば、政府やマスコミは客観的なデータを提示して安全性を主張しなければならない。日本には当時のソビエト連邦と違い、長年消費者との信頼関係を築きあげてきた民間の流通チャンネルがある。流通大手が被災地域の農産物応援キャンペーンを行う動きも活発だ。流通側が消費者に正確な産地・安全基準情報を提供することで地域のネガティブブランド化を防ぐ効果は大きいだろう。

セシウム濃度が基準値を超える牛肉を市場に出してしまったことは、食品流通への信頼を損ねる大きな痛手である。現在用いられている固体識別番号を利用した回収対象牛肉の追跡システムなど、情報技術が信用回復の要になる。

## ③ 「チェルノブイリ」法の問題点を参考にせよ

上述のとおり、ロシアでは「チェルノブイリ原子力発電所における事故の結果放射能被害を受けた市民の社会的保護について」（通称チェルノブイリ法）がチェルノブイリ原発被災地支援の基本法となっている。「汚染地域」に区分された各地域で独自の復興支援プログラムも実施されてきた。

しかし、予算難で支援策を長年にわたり継続することができない自治体も多い。また被災者に対する補助金の制度が悪用される事例も少なからずある。25年にわたる「チェルノブイリ法」の運用には、法律の意図と運用のギャップ、地域間の利害対立など多くの矛盾がある。

日本の被災地域が今後数十年にわたって同様の矛盾に直面する可能性は高い。国そして地方の立法機関は「チェルノブイリ法」の経験を踏まえ、原発事故被災地支援の枠組み作りに活かすべきである。

筆者は2011年9月に、ロシア南西部の被災地ブリャンスク州を訪問調査する。現地の研究機関や地方自治体ともパイプを持ち、参考になる情報や意見を発信していきたい。

(注1) 非常事態省内の組織

(注2) ここでは「ライオヌィ」地区を表す語の複数形が用いられている

(注3) 2010年4月20日付 Euroradio 「ベラルーシでは汚染穀物からアルコールを作る」

(<http://old.euroradio.fm/ru/1190/reports/46693/>)

(注4) 2009年4月26日付ロシア連邦非常事態省リリース「チェルノブイリ原発事故から23年」

(<http://www.mchs.gov.ru/news/detail.php?ID=6342&print=Y>)

(注5) ジョレス・メドヴェージェフ（吉本晋一郎訳）（1992）『チェルノブイリの遺産』株式会社みすず書房 117頁

(注6) ここではロシイスカヤ・ガゼータ紙掲載版 (<http://www.rg.ru/official/doc/social/07.htm>) を参考にした。

(注7) 2011年4月2日のロシア連邦中銀レートで仮に計算すると約710億ドル

(注8) [http://news.bbc.co.uk/hi/russian/news/newsid\\_4936000/4936860.stm](http://news.bbc.co.uk/hi/russian/news/newsid_4936000/4936860.stm)

(注9) Герасимова Н.В., Абалкина И.Л., Марченко Т.А., Панченко С.В., Симонов А.В.

”Социально-экономические последствия чернобыльской аварии (на примере Брянской области)”. — М.: Изд-во Комтехпринт, 2006. Р. 3

(注10) 日本では「原子力施設等の防災対策に係る指針」（平成22年8月改訂版）における摂取制限に関する指標値として、牛乳・乳製品のセシウム濃度は200ベクレル/kgに設定されている。なお指標は災害対策本部等が飲食物

の摂取制限措置を講ずることが適切であるか否かの検討を開始するめやすを示すものである。

(注11) ”Социально-экономические последствия чернобыльской аварии (на примере Брянской области)” Р. 8

現代経営技術研究所